

各 位

会 社 名 株式会社ビーイング
 代表者名 代表取締役社長 末広 雅洋
 (JASDAQ コード 4734)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 後藤 伸悟
 (TEL. 059-227-2932)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を新設するものであります。
- (2) 補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年とし、あわせて一部表現の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、 <u>取締役会長</u> 、 <u>取締役副社長</u> 、 <u>専務取締役</u> 、 <u>常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。
(監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)	(監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき</u> <u>選任された補欠監査役の選任決議が</u> <u>効力を有する期間は、選任後 4 年以内</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 23 年 6 月 29 日（水）

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 29 日（水）

以 上